

一般社団法人日本循環器学会中国支部 災害対策委員会内規

(総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会中国支部に災害対策委員会（以下「本委員会」という。）を運用するために必要な事項を規定する。

(目的)

第2条 本委員会は、災害発生時に循環器疾患患者受け入れ体制が円滑に行えるよう整備するものであり、災害医療に関わる人材の育成を図り、情報共有や連絡体制を確立するため、中国支部における災害対策委員会セミナーの企画・立案・実施に当たることを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、副委員長1名、各県から委員数名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

1. 委員は委員長が推薦し、支部長が委嘱する。
2. 任期は2年とし、再任は妨げない。ただし各大学の事情により変更は可能とする。
3. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

1. 委員会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
2. 本委員会は第2条の目的を達成するために、合同地方会および中国地方会にて会を執り行うこととする。
3. 委員会開催の都度、議事録を作成し、支部事務局に提出する。
4. 本委員会の審議事項は、役員会に報告し、承認を得なければならない。

(活動内容)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために活動する。

1. 中国四国合同地方会、中国地方会での災害対策委員会セミナーを企画立案・実施をする。
2. 地方会の時に開催される役員会に委員長が出席する。
委員長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。
3. 役員会において活動内容を報告する。
4. セッション開催企画案・開催報告書を事務局に提出する。
5. 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携を行う。

(支部貢献)

第7条 本委員は支部に貢献していることを認め、FJCS 審査に際し評価点を付与する。

(予算)

第8条 委員長は、地方会にて開催する災害対策委員会セミナーについて業務計画を立て、その遂行に必要な予算について企業と共催してもよい。企業にて負担が難しい場合は本部・中国支部から清算する。補助金は、経費内訳及び証憑書類の提出を持って交付するものとする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会において審議し、承認を得なければならない。

附則 この内規は、2024年11月30日から施行する。